

國學院大學國文學會会則（昭和六十二年十一月一日）

第一条 本会は國學院大學國文學會と称する。

第二条 本会は国文学およびこれと関連する諸学の調査研究を行い、あわせて斯学の振興をはかることを目的とする。

第三条 本会の会員は前条の目的に賛同する本学の教職員・学生・院友その他をもつて組織する。会員は所定の会費を納入するものとする。

第四条 本会は左の役員を置く。

(1) 代表一名

(2) 委員六十名以内

(3) 常任委員若干名

(4) 幹事若干名

(5) 監事二名

第五条 役員は左の方法により会員中より選出する。

(1) 委員は総会において選出する

(2) 常任委員は委員会において委員の中から互選する。

(3) 代表は常任委員会において常任委員の中から互選する。

(4) 幹事は常任委員会が候補をあげ、これを代表が委嘱する。

(5) 監事は総会において選出する。

(6) 役員の任期は二年とする。ただし幹事の任期は一年とする。いずれも再任を妨げない。

(7) 代表の任期は連続して二期を越えることはできない。

第六条 本会の役員は左の責務を有する。

(1) 代表は会務を総括する。

(2) 委員は委員会を構成し、本会の運営に関する諸事項を審議する。

(3) 常任委員は常任委員会を構成し、会務を運営処理する。

(4) 監事は会計を監査する。

第七条 本会は必要に応じて専門委員を置くことができる。専門委員は常任委員会の議を経て代表が委嘱する。

第八条 本会に顧問を置くことができる。顧問は委員会の議を経て代表が委嘱する。

第九条 会議は、総会・委員会・常任委員会の三種とし、代表がこれを招集する。

第十条 本会は年一回定期総会を開く。但し必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第十一条 本会は左の事業を行う。

(1) 研究会・講演会・調査研究・機関誌及び図書の刊行、その他。

第十二条 本会の経費は会費・寄付金その他の収入による。会費は維持会費・一般会費の二種とし、その金額は別表のとおりとする。

第十三条 本会の事務局は國學院大學文学部に置く。

第十四条 本会の会則変更は総会の議決による。

附則

この会則は昭和六十二年十一月一日から施行する。

第十二条 別表（令和五年六月十七日改定）

維持会員	五、〇〇〇円 ※維持会員は本学日本文学科専任教員および有志が該当する。
一般会員	四、〇〇〇円